

■省エネ適判に係る確認申請における提出書類（省エネ関係のみ）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条関係）

※表1の省エネ関係に係る図書及び書類以外については、建築基準法に基づくものとする

◎ サイズ：A4又はA4折り

◎ 提出部数：正本1部

表1

適用	図書の種類	明示すべき事項等
適判対象	適合判定通知書等の写し	省エネ適判通知書又は表2の認定通知書等の写し
	計画書(又は通知書) (規則様式第一又は第十一)等の副本(写し可)	規則様式第一又は第十一のみ（添付図書は確認申請時不要） 又は表2の認定に要した申請書の副本(様式)（添付図書は確認申請時不要） ※副本(写しでない場合)は確認済証と共に申請者に返却

表2 省エネ適判通知書と同等の認定通知書等（建築物全体について認定を受けているものに限る）

規定	認定通知書等
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第25条第1項	特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定書
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第30条第8項	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
都市の低炭素化の促進に関する法律 第10条第9項	集約都市開発事業計画認定通知書
都市の低炭素化の促進に関する法律 第54条第8項	低炭素建築物新築等計画認定通知書